

「新耐震基準について」

新耐震基準等を満たすことについては、建物登記事項証明書において以下のことが確認できる場合には、新耐震基準等を満たすものとして取り扱うものとします。

- 1～3階建てで昭和57年6月以降に竣工
- 4～9階建てで昭和58年6月以降に竣工
- 10～20階建てで昭和60年6月以降に竣工

上記に該当しない場合にあつては、昭和56年6月以降に着工したことが確認できる書類、又は、新耐震基準等を満たしていることが確認できる耐震診断報告書や耐震改修報告書等の書類を提出してください。